

## 東北公益文科大学における公的研究費利用による不正取引に対する措置基準

### (目的)

第1条 この基準は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）が、公的研究費を利用して発注する物品および役務の提供に係る委託、印刷物の作成などその他契約について、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が、不正取引、贈賄等を行った場合の措置およびその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (取引停止等の措置)

第2条 学長は、取引業者が、別表各号に定める措置要件のいずれかに該当するときは、状況に応じて期間を定め、取引停止の措置を行う。

### (下請負人ならびに共同研究体およびその構成員への適用)

第3条 学長は、前条の規定により取引停止を行う場合において、その措置について責めを負うべき下請負人があるときは、その下請負人について、その元請負人に対して行う取引停止期間の範囲内で取引停止措置を行うものとする。

2 学長は、前条の規定により、共同企業体について取引停止措置を行うときは、その共同企業体である構成員（あきらかに取引停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、その共同企業体の取引停止期間内で取引停止措置を行うものとする。

3 前条の規定による取引停止措置に係る者を構成員に含む共同企業体について、その取引停止期間中は、本学と取引することはできない。

4 前条の規定による取引停止措置に係る者を下請け先または委託先として使用する業者について、その取引停止期間中は、本学と取引することはできない。

### (取引停止期間)

第4条 一つの事案による取引停止期間は、一か月以上12か月以内とする。

2 取引停止措置を受けた業者が、その期間中において、さらに別表各号の措置要件に該当することとなったときは、その都度一か月以上12か月以内の範囲において取引停止措置の期間を加算する。

3 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。

4 学長は、取引停止措置を行う場合において、当該業者について、極めて悪質な理由があると認められるときまたは極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、取引停止措置の期間を延長することができる。

5 学長は、取引停止措置の起案中の業者が、その事案について情状酌量すべき特別の理由または極めて悪質な理由が明らかになったと認めるときは、取引停止措置の期間を変更することができる。

6 学長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第5条 学長は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意喚起を行うことができる。

(取引停止措置の通知)

第6条 学長は、次の各号に掲げる措置を行ったときは、その業者に対し、書面により通知するものとする。

(1) 第2条または第3条第1項もしくは第2項に基づく取引停止措置

(2) 第4条に基づく取引停止措置期間の変更または取引停止措置の解除

(補足)

第7条 この基準に定めるもののほか、取引停止等について必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成28年2月17日より施行する。

別表 取引停止措置要件

(贈賄)
(1) 取引業者が本学職員等に対し贈賄行為を行ったと認められるとき。
(競争入札妨害又は談合)
(2) 物品及び印刷物の調達、業務委託等に関し、競争入札妨害又は談合を行ったと認められるとき。
(虚偽記載)
(3) 物品及び印刷物の調達、業務委託等に係る書類の提出にあたり、虚偽の記載があり、契約の相手方として不相当と認められるとき。
(契約違反)
(4) 物品及び印刷物の調達、業務委託等に関する契約に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
(不正又は不誠実な行為)
(5) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。